

件名	愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例
主管課	消防防災安全課
根拠法令等	
<p>【制定の概要】</p> <p>○条例制定の背景</p> <p>近年、自転車は、生活の移動手段として通勤・通学や買い物などで利用されるほか、趣味や健康維持から本格的なスポーツ競技まで幅広く裾野を広げており、本県も、しまなみ海道を「サイクリングの聖地」として世界に情報発信するとともに、愛媛県全体を「サイクリングパラダイス」として、自転車を手段とした地域振興に取り組んでいます。</p> <p>一方では、自転車に関与する交通事故の増加や自転車利用者の運転マナーの悪さが指摘されるなど、自転車の安全な利用対策が喫緊の課題となっています。</p> <p>そのため、県としては、県民の自転車の安全な利用に関する意識を向上させ、自転車を安全かつ快適に利用できる環境の整備をするとともに、自転車に関与する事故を防止し、自転車の安全な利用の促進を図ります。</p> <p>○条例骨子</p> <p>◇目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車の安全な利用に関する意識の向上、自転車を安全かつ快適に利用できる環境の整備、自転車に関係する事故の防止を図り、自転車の安全な利用を促進 ・愛媛県の自転車文化の振興に寄与 <p>◇県、県民、自転車利用者等の責務</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)県 ～ 総合的な施策の策定及び実施、市町への助言及び支援 (2)県民 ～ 歩行者・自転車・自動車等が共存できる交通環境への取組を推進 (3)自転車利用者 ～ 法令遵守、損害賠償保険加入、自転車の点検及び整備推進事項として、 「ヘルメットの着用」、「歩道等の通行時も、車道左側に設置の歩道を通行」、「歩行者の通行頻繁な歩道では押し歩き」 (4)自動車等運転者 ～ 道路を安全に共用、自転車の側方通過時の安全な間隔保持 (5)事業者 ～ 従業員に対する啓発、積極的な取組、県の施策への協力 (6)関係団体 ～ 県民の理解と協力が得られるよう自主的かつ積極的な取組 <p>◇施策の基本的な事項</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)自転車交通安全教育 <ul style="list-style-type: none"> ・県 ～ 県民に対する自転車交通安全教育、自動車等運転免許保有者に対する自転車交通安全教育 ・学校 ～ 幼児・児童・生徒・学生に対する自転車交通安全教育 ・家庭 ～ 幼児・児童・生徒・高齢者に対する自転車交通安全教育 (2)広報活動・啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> ・県 ～ 自転車マナー、自転車損害保険などについて県民の理解を促進 ・自転車小売業者 ～ 自転車購入者等に対する安全利用情報の提供と助言 ・レンタルサイクル業者 ～ 安全利用情報の提供、ヘルメットの貸出しと着用の助言、貸出し用自転車の点検・整備 ・自転車安全利用の日の設定 (3)自転車を安全に利用できる道路環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・県 ～ 歩行者、自転車、自動車等が共存できる道路環境の整備 	
施行日	平成25年7月1日